

社会福祉法人 信和福社会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人信和福社会(以下『当法人』という)定款8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下『役員等』とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を交通費として弁償する。

(1)理事会及び評議員会に出席した場合の交通費として、一律2,000円の費用弁償をする。

(2)監事が、監査を実施した場合の交通費として、一律2,000円の費用弁償をする。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1、この規定は、平成29年4月1日から施行する。